

「競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発
事業／総合調査研究／液化水素用設備に対するステン
レス鋼鋳鋼品の適用可能性調査」に係る公募要領

2024年9月6日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

水素・アンモニア部

【受付期間】

2024 年 9 月 6 日（金）～2024 年 9 月 20 日（金）正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/nz31cpcr2gmi>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力し、再度、全資料を提出してください。
- アップロードするファイルは、全て PDF 形式ですが、ひとつの zip ファイルにまとめてください。
なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

**「競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業／総合調査研究／液化水素用設備に対する
ステンレス鋼鋳鋼品の適用可能性調査」に係る公募について**
(2024 年 9 月 6 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

1. 件名

「液化水素用設備に対するステンレス鋼鋳鋼品の適用可能性調査」

2. 調査概要

（1）調査の目的・内容

水素は、その利用時に大気汚染物質や温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであると共に、様々な資源を出発点として製造可能な上、あらゆる形態で輸送・貯蔵が可能であることから、我が国のエネルギーセキュリティの向上の他、高いエネルギー効率や非常時対応等の効果が期待される。

日本では、2017 年に世界で初めての水素国家戦略として「水素基本戦略」を策定するとともに、2021 年に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画において、水素・アンモニアを 2030 年の電源構成に初めて位置付ける等、2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、その社会実装が急務となっている。また、2024 年 5 月に水素社会推進法が成立し、国が主導して、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するための施策が着実に進められている。

社会実装を加速し水素社会を実現するためには、共通基盤の技術確立とともに、適切な設備用鋼材の選定とそのコスト低減が重要となる。液化水素と同じ液化ガスである液化天然ガス（以下「LNG」という。）の大型貯蔵設備に使用される大型のバルブ類やポンプ類は、ステンレス鋼鋳鋼品が使用されており、そのコスト低減に大きく貢献した歴史がある。一方、液化水素の大型貯蔵設備におけるバルブ類やポンプ類においても、同様にステンレス鋼鋳鋼品の使用が見込まれ、これまで蓄積した経験や技術を最大限活用して国内水素サプライチェーンを構築し、大規模な水素利活用を推進することが期待される。

液化水素を取り扱う設備は、法令で規定された技術基準に基づき安全な取り扱いが求められており、高圧ガス保安法令では、設備材料に関して機能性基準等で標準化された国内規格の引用や材料の物性を例示することで柔軟に技術対応をしている。現在例示されているステンレス鋼鋳鋼品の物性値は LNG や液体窒素温度域の -196°C までであり、ステンレス鋼鋳鋼品の液化水素温度域での許容引張応力が設定されていないため、液化水素温度域の -253°C での使用に際しては、機械的強度等のデータを取得して個々に事前評価を受ける必要がある。そのため、国内における水素普及・拡大には、現状の規制や新材料の適用評価手順、国内外の規格整備状況等を把握・整理することは重要となる。

本調査では、ステンレス鋼鋳鋼品の液化水素温度領域での使用を可能とし、今後の水素の社会実装や利活用の推進・拡大に資する取組提案につなげるため、ステンレス鋼鋳鋼品の液化水素用設備への適用に関する規制の現状、ステンレス鋼鋳鋼品の液化水素設備への適用・標準化に向けた課題を調査する。

詳細は仕様書の通り。

（2）実施期間

NEDO が指定する日から 2025 年 3 月 31 日まで

(3) 予算規模

2,000 万円以内

(4) 留意事項

海外を調査対象とする場合において、海外への渡航については、外務省海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）を参考にし、調査地域の経済活動再開の実態や自社判断を踏まえて、必要な場合は NEDO へご相談ください。

危険情報レベルが 2 以上である場合には、原則危険情報レベルが 1 以下に引き下げられるまで、又は十分な対策により安全が確保できることが確認されるまで、現地への出張を中断いただくことがあります。危険情報レベルの 1 以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止していただく場合があります。なお、事業者の安全対策に関する規定が本規定と異なる場合は、個別に対応を協議します。

3. 応募要件

次の a. から c. までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- c. NEDO が調査／事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。

なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2024 年 9 月 20 日（金） 正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先：Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/nz31cpcr2gmi>

(3) 提出方法

「4. (2) 提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑮を入力いただき、⑯に提出資料をアップロードしてください。アップロードするファイルを提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、ひと

つの zip ファイルにまとめてください。

なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力し、再度、全資料を提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

【入力項目】

- ① 代表法人番号（13 桁）
- ② 代表法人名称
- ③ 代表法人連絡担当者氏名
- ④ 代表法人連絡担当者職名
- ⑤ 代表法人連絡担当者所属部署
- ⑥ 代表法人連絡担当者所属住所
- ⑦ 代表法人連絡担当者電話番号
- ⑧ 代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- ⑨ 調査目標
- ⑩ 提案する方式・方法の内容（要約）
- ⑪ 調査課題（要約）
- ⑫ 調査実績（要約）
- ⑬ 提案額
- ⑭ 共同提案法人名（複数の場合は、列記）
- ⑮ 初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑯ 提案書類（提案書類一式のアップロード）

次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。

- ・基本計画、実施方針（PDF）
- ・公募要領（PDF）
- ・仕様書（PDF）
- ・提案書類（Word、Excel）
- ・調査委託契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、「調査委託契約標準契約書」を指します。）→<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

（４）提出書類

「別紙：提出書類チェックリスト」に記載の書類一式

（５）提出にあたっての留意事項

- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

- ・「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・無効となった提案書その他書類は NEDO で破棄させていただきます。

5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。

取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ただし、提案書の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、主務官庁である経済産業省に情報を共有することがあります。

6. 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催し、当該公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。

なお、説明会は日本語で行います。

出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL、電子メールアドレス）を 2024 年 9 月 9 日（月）17 時 00 分までに下記申し込みフォームからお申し込みください。

日時：2024 年 9 月 10 日（火）16 時 00 分～17 時 00 分

会場：オンライン開催（オンライン会議用 URL 等は参加者メールアドレスへ送付します。）

申し込みフォーム：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/2q9akbe07q0j>

7. 委託先の選定

（1）審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

（2）審査基準

- 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。
- 調査の方法、内容等が優れていること。
- 調査の経済性が優れていること。
- 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- 当該調査を行う体制が整っていること。
- 経営基盤が確立していること。
- 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定

企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

（３）委託先の公表及び通知

ａ．採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名（再委託先・共同実施先含む）、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

ｂ．附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

８．留意事項

（１）契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>）に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

（２）国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

（３）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

（４）NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス（詳細は別紙３）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時までに対応しない場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

（５）公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※ 1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」

（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※ 2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※ 1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※ 2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatsu_index.html

- a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。

なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（6）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※ 3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※ 4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※ 3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※ 4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号 : 044-520-5130

電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト : 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(7) RA (リサーチアシスタント) 等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA (リサーチアシスタント) 等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添4のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。詳細は、「契約に係る情報の公表について」をご確認ください。

(9) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

*我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型*に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練

などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。

なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

9. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記まで E-mail にて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

水素・アンモニア部 岩元、松井、菖蒲

E-Mail : suiso_sc@ml.nedo.go.jp

10. NEDO 事業に関する業務改善

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。

なお、内容については、本調査に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

1 1. その他

NEDO 公式 SNS (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 SNS で確認できます。

是非フォローいただき、ご活用ください。

関連資料一覧

- ・基本計画
- ・2024 年度実施方針
- ・公募要領
- ・仕様書
- ・別紙：提案書チェックリスト
- ・別紙 1：提案書類様式
- ・別紙 2：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
- ・別紙 3：情報管理体制等の確認票
- ・別紙 3 様式：情報管理体制等の確認票
- ・別紙 4：契約に係る情報の公表について